

DV保護命令により、児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成を受給できる場合があります

DV保護命令の申立てをして確定された場合、離婚をされていない場合であっても児童扶養手当や母子父子医療費助成を受給できる場合があります。

児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成を受給するためには申請が必要です。ご不明な点や詳細については事前連絡の上、市役所児童家庭課窓口へ直接ご相談下さい。

児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成

原則として18歳未満の児童を養育している母子家庭や父子家庭に支給される手当および医療費助成のこと。

(用語解説)

DVとは

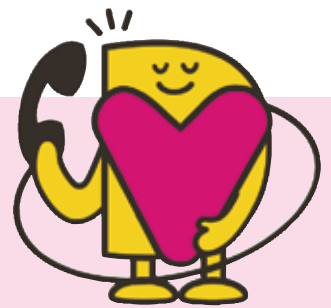
配偶者等による身体的、精神的などの暴力を加えられること。

DV保護命令とは

生命に危険が及ぶようなDVを加害者(配偶者)より加えられ、被害者が裁判所に申立てをして確定されたもの。加害者(配偶者)が命令に反した場合、刑法による罰則規定がある。

DV保護命令の種類

- ① 被害者への接近禁止命令
- ② 被害者への電話等禁止命令
- ③ 被害者の子への接近禁止命令
- ④ 被害者の親族等への接近禁止命令
- ⑤ 配偶者等への退去命令



DV被害の相談先一覧

- ◎ 沖縄県配偶者暴力相談支援センター ☎854-1172
- ◎ 宜野湾警察署 ☎098-898-0110
- ◎ 中部配偶者暴力相談支援センター ☎938-9886
- ◎ 沖縄県男女共同参画センターていする相談室 ☎868-4010
- ◎ 那覇地方法務局女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ◎ 宜野湾市役所児童家庭課 ☎893-4411 (内線180)

問合せ：児童家庭課 ☎893-4411

児童扶養手当について 内線179、母子父子家庭等医療費助成について 内線182

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例が制定されました。

本条例は、**墓地経営の許可基準及び手続、その他必要事項**を定めており、**平成26年4月1日**から施行されます。

主な条例制定のポイント

- 事前協議や周辺住民等との協議が必要になります。
- 個人墓地禁止区域ができます。
- 個人墓地の面積が制限されます。
- 標識の設置が義務付けられます。
- 個人墓地を継承した場合は届け出が必要になります。



お墓に関するQ&A

Q1 墓地を購入する際、どのようなことに気を付けなければいけませんか？

A1 本来、墓地の経営は市町村等地方公共団体に限り与えられるべきであり、これにより難しい場合は、宗教法人及び公益法人に与えられます。特に、営利を目的とした民間企業や不動産売買業者等へは、許可を与えませんので注意してください(県内は例外として、個人墓地を認めています)。

墓地を購入する際は、次のことを調べてください。

- (1) 個人墓地禁止区域に指定されていないかどうか。
- (2) 営利を目的としない宗教法人や公益法人かどうか。
- (3) 地目が「農地」や「畑」になっていないか。
- (4) 購入予定地付近に既存墓地が存在するか。

必ず、事前に環境対策課へ
ご相談ください

Q2 お墓の補修(リフォーム)は届け出が必要なのですか？

A2 壁面の塗装やひび割れの補修であれば、市役所に届け出る必要はありません。ただし、建て替えや大幅な増改築であれば、新規の経営許可が必要になります。

※詳しくは、市ホームページをご覧になるか環境対策課窓口へ問い合わせください。

問合せ：環境対策課 ☎893-4411 内線451